

那覇市・南風原町環境施設組合行政財産の使用料に関する条例の一部を改正
する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

平成27年10月29日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

(提案理由)

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用許可をした場合に
おける使用料の種別等について、改定する必要が生じたため、この案を提出する。

平成27年10月29日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合議会

議長 平良 仁一



那覇市・南風原町環境施設組合行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合行政財産の使用料に関する条例（平成25年2月14日条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 管理者は、行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、地方自治法第225条の規定により、別表に定める使用料を徴収する。ただし、一般競争入札又は指名競争入札に付して使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札の落札金額とする。</p> <p><u>別表</u>（第2条関係）</p> <p>〔表 略〕</p> <p>備考〔略〕</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 管理者は、行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、地方自治法第225条の規定により、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>に定める使用料を徴収する。ただし、一般競争入札又は指名競争入札に付して使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札の落札金額とする。</p> <p><u>別表第1</u>（第2条関係）</p> <p>〔表 略〕</p> <p>備考〔略〕</p>

改正前

改正後

別表第2（第2条関係）

種別	単位	金額(円)	
第1種電柱	1本につき1年	770円	
第2種電柱		1200円	
第3種電柱		1,600円	
第1種電話柱		690円	
第2種電話柱		1,100円	
第3種電話柱		1,500円	
その他の柱類		53円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円	
共架電線その他地下に設ける線類		4円	
地上に設ける変圧器	1個につき1年	520円	
地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	360円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	1,100円	
広告板、広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円	
水管、下水道管、 ガス管その他こ れらに類するも の	外径が0.1メートル未満の もの	長さ1メートルにつき1年	36円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.4 メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上1 メートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上の もの		710円
材料置場、仮設建築物、水路敷その他	表示面積1平方メートルにつき1年	110円	

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置する者に限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- この表の種別により難しいもの又はこの表の種別がないものについては、近傍賃貸料を参考に管理者が定める。
- 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その満たない面積又はその端数の面積については、1平方メートルとして計算する。
- 長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合には、その満たない長さ又はその端数の長さについては、1メートルとして計算する。
- 使用の期間が1年に満たない場合又は使用の期間に1年未満の端数がある場合には、その満たない期間又はその端数の期間については、月割りで計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月として計算する。
- 1件の使用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。

改正前	改正後
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する